

# 国保だより

No. 57

平成17年3月

## 国保をささえる 大切な保険料

### 納付期限内に 納めましょう

富士見町国民健康保険を支えている財源は、加入された皆さんからいただく「保険料」（国保財源の33%を占めています）と国などからの補助金などが主なものとなっています。

これは皆さんが医療機関にかかったときの医療費や、出産育児一時金、葬祭費及び人間ドックへの補助等の給付の費用にあてられています。

このため皆さんの保険料が納入されなければ、医療費等の給付に支障をきたすことになってしまいます。保険料は納め忘れないようにお願いします。

### 申告制度について

国保に加入している人は、毎年4月15日までに（4月1日以降に加入された方は届出の日から15日以内）前年の所得を申告する必要があるあります。

なお、無収入の方でもその旨を財務課で申告していただかなくてはなりません。

ただし次に該当する人は、国保の申告の必要はありません。

- \* 給与・公的年金等所得以外の所得がある人で、所得税の確定申告・町民税の申告書を提出した人
- \* 給与・公的年金等所得のみの人で、「給与支払報告書」が事業所より町に提出されている人、「公的年金支払報告書」が社会保険庁より町に提出されている人

「国保に関するお問い合わせは」  
住民福祉課 国保年金係  
☎ 62 9111 (有) 9111

## 国民年金

### 保険料額変更

国民年金保険料は平成17年4月納付分から月額1万3千580円に変わります。

今後毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は1万6千900円で固定される予定です。  
（保険料は物価や賃金の伸びにより変更になることもあります。）

### 前納制度

保険料をあらかじめ1年分または6ヶ月分まとめて納めることによって割り引かれる制度です。

希望される方は、毎年4月に社会保険庁から郵送されてくる「国民年金保険料納付案内書」に前納用の納付書が添付されていますので4月30日（今年は4月末日が休日のため5月2日）までに金融機関等で納付してください。

口座振替での前納をご希望の方は、平成17年3月31日必着で社会保険事務所への申し込みが必要となりますので、お早めにお申し込みください。

（既に口座振替で前納されている方は届け出の必要はありません。）

### 年金電話相談センター開設のお知らせ

平成17年2月1日から電話による年金相談専用電話を開設しました。年金の請求・各種手続きについてもご相談ください。

岡谷社会保険事務所  
年金電話相談センター  
☎ 24・4165

相談時間 月曜日から金曜日  
午前8時30分～午後5時

祝日はお休みです。

## 情報のしるし

広報で取材してほしい情報等がありましたら連絡ください。

総務課文書情報係

TEL 62 - 9324 FAX 62 - 4481

## お知らせ

4月より窓口延長業務で戸籍謄抄本の取り扱い交付ができます



現在、毎週火曜日（休日の場合は翌日）に午後7時まで、一部窓口延長業務を行なっていますが、4月より戸籍謄本（全部事項証明）・戸籍抄本（個人事項証明）の取り扱い交付もできますのでご利用ください。

### 【現在の取り扱い業務】

- 住民票
- 印鑑証明
- 印鑑登録
- 納税証明
- 所得資産に関する証明

### 【追加される取り扱い業務】

- 戸籍謄本（全部事項証明）
- 戸籍抄本（個人事項証明）
- 尚、昨年12月より、町内特定郵便局（富士見・境・御射山・本郷・瀬沢）でも、各種証明書の交付業務を行なっておりますので併せてご利用ください。

### お問い合わせ先

住民福祉課住民係  
☎ 62 9112 (有) 9112

### 平成16年分の納税はお済みですか

申告所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の納期限が迫っています。お忘れにならないよう手続きをしてください。

### 申告所得税

- 納期限 3月15日(火)
- 口座振替日 4月19日(火)
- 延納期限 5月31日(火)

### 利子税の割合

- 年利4.1%（日割計算）延納分の
- 口座振替日 5月31日(火)

### 消費税及び地方消費税

- 納期限 3月31日(木)
- 口座振替日 4月26日(火)
- 延納期限 制度なし
- 個人事業者分